

## 現状と目指す方向

### ■ 現状

- ・令和元年デジタル手続法が成立、自治体の行政手続は原則オンライン化(努力義務)
- ・本市では4,900件の様式のうち約3,300件の押印を廃止
- ・オンライン化された手続を多くの市民に提供する必要があるが、各課まかせになっていて、進んでいない状況

### ■ 目指す方向

オンライン化を全庁的に推進し、より多くの市民に利用してもらえるよう、手続の優先度を整理し、行政DX推進課が担当課を支援しながら手続のオンライン化に取り組む必要がある

## ■ 市民のニーズ及びオンラインの利用状況

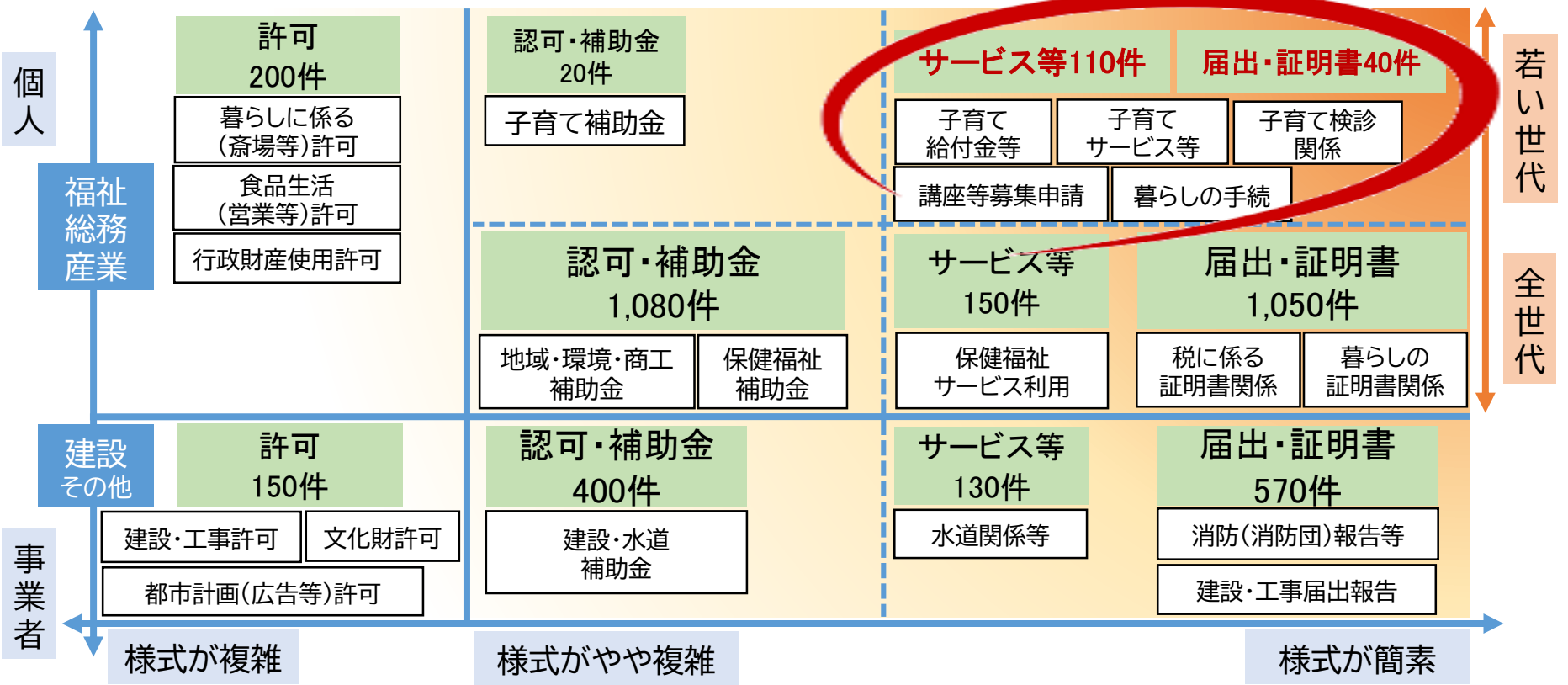
- ・R2年度の市民アンケートによると市民が必要と考えるサービスのデジタル化の第2位は「スマホでできる申請手続」で、市民の3分の2が希望
- ・市民のスマホ保有率、オンライン手続の利用率は20代から40代が高い
- ・事業者の手続は、国や民間でオンライン化が進んでいる

## ■ オンライン化の優先度の整理

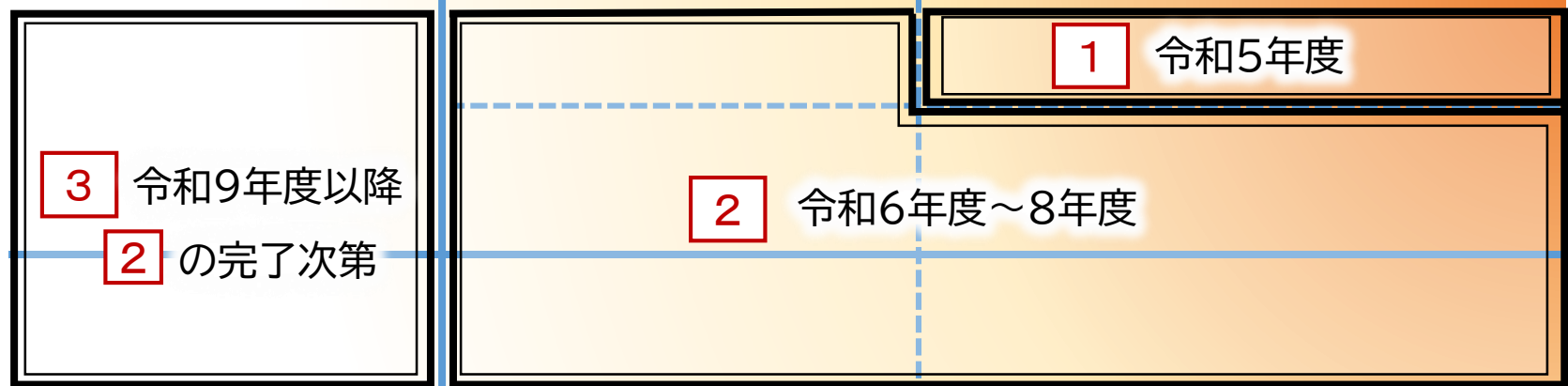
- ① 市民がスマホで申請しやすく、また担当課が早期に提供できる  
様式が簡素なものを優先する
- ② 多くの市民にサービスを利用してもらえる  
個人かつ若い世代が利用するものを優先する
- ③ 事業者は、国等でオンラインを利用し、受け入れてもらいやすいことから  
事業者が利用するものについても取り組む

# オンライン化の取組順序

4,900件のうち未着手3,900件の様式を業務、種類、世代で分類、150様式が最優先

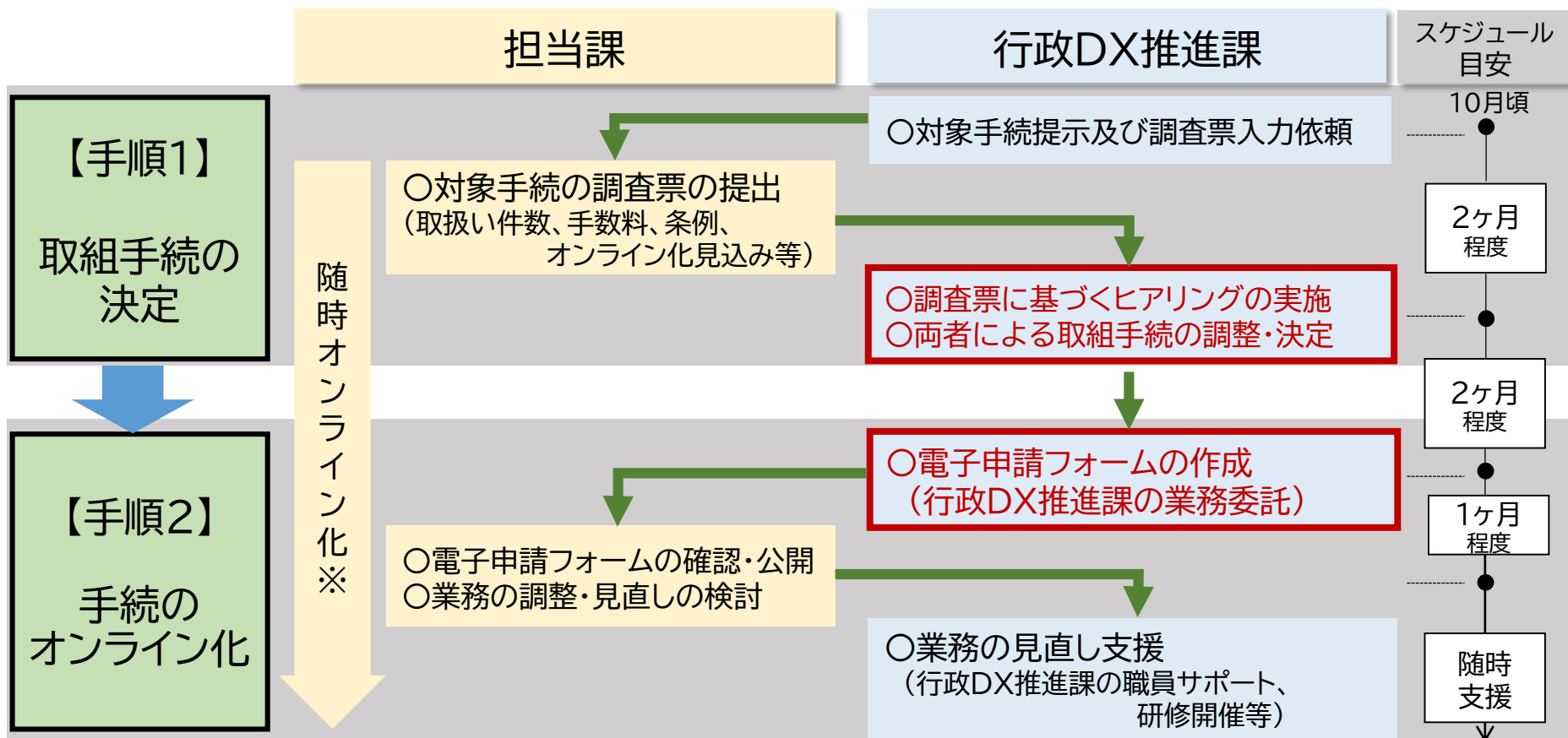


## 取組範囲の順序



# オンライン化の取組手順

## ■ 担当課は、行政DX推進課と協議・検討を行いながら推進



※ 担当課において、早期に実施したいものは実施可能

## ■ 主な担当課

令和5年度	福祉政策課、健康課、こども政策課、子育て家庭福祉課、保育・幼稚園課
令和6年度～	取扱件数等を踏まえながら対象手続の多い所属課から開始